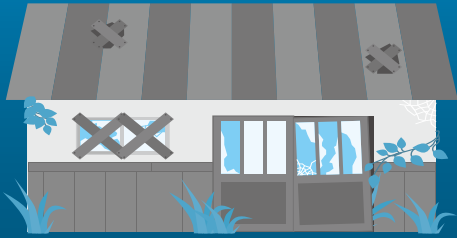


空き家の適切な管理をお願いします



空き家に関する問題が全国的に増加中

適切な管理が行われていない空き家などが、防犯、衛生、景観などの面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすケースが全国的に問題視されてきています。

総務省統計局が行う住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数、空き家率はともに増加傾向にあります。

空き家が増加する背景には、少子高齢化、核家族化により実家などを相続しても居住しない、あるいは賃貸や売却、解体をしたくても売買取進まない、解体費用が無いなどの要因が挙げられます。

町が平成28年に実施した調査によると、町の空き家数は427件でした。町の空き家数、空き家率とも県内では低い数値ですが、少子高齢化や核家族化などの社会背景とともに今後増加するものと考えられます。

空き家は個人の財産であり、適切な管理は所有者または管理する方々の責務となっています。平成27年に施行された「空家等対策の推進

に関する特別措置法においても「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされています。

適切な管理をしていけば問題ありませんが、管理を怠ると建物の老朽化が急速に進み、屋根の飛散や害虫の発生など、近隣に危険を及ぼす恐れが出てきます。

管理を怠ると次のようなことが起る危険性があります

- ・ 繁茂した樹木が敷地外にはみ出す
- ・ 強風で屋根が飛ばされる
- ・ 雨などの落下、外壁の脱落
- ・ 野生動物のすみかとなる
- ・ 不審者が出入りする
- ・ ハチの巣、害虫の発生
- ・ ごみの不法投棄
- ・ 放火の恐れ など



所有者・管理者による適切な管理をお願いします

空き家を適切に維持管理していれば何の問題もありません。しかし、空き家の管理が不適切だったために他人に損害を与えた場合、所有者または管理している人が、損害を賠償する責任を負うこととなります。万が一、人命に危害を及ぼすことになれば、取り返しのがないこととなります。所有者としての責任を自覚して、建物の適切な維持管理に努めましょう。

○建物の定期確認を行いましょ

- ・ 建物の空気の入替え、庭木の剪定、雑草の

除去、郵便物の整理など

- ・ 建物破損がないかを確認。特に台風季節や強風が予想される時は、前もって建物の点検を行い、危険防止に努める。

○所在を明らかにしましょ

隣近所や自治会などに連絡先を伝え、お互いに連絡が取れるようにしておきましょう。地域と信頼関係を築くことが近隣トラブルを回避する最良の策です。

○早期の対処、小まめな管理を心掛けましょ

空き家は老朽化が進むほど資産価値が下がり、売却や賃貸が困難になります。売却や賃貸を考えている人は、老朽化が進む前に早期に不動産業者などへご相談ください。また、小まめに管理・確認を行うことで、修繕などの費用も抑えることができます。

空き家は他人事ではありません

現在は空き家でなくても、例えば子の転出で実家に両親だけが暮らしている場合、死亡や施設入所などによって空き家になるケースは少なくありません。

さらには所有者の死亡後、相続や登記などの手続きがされなかった、親族の間で話し合いが行われていない、相続トラブルなどの要因から、相続人や所有者、管理者が不明または不確定となり、建物の管理が行われないケースもあります。

トラブルが長期化すると、解決に労力と負担を強いられます。自分たちの財産を守るためにも、建物の将来について日頃から家族・親族で話し合っておくことが大事です。

空家等対策協議会委員の募集

町は今後、「空家等対策計画」の策定や、空き家に関する審議の場として「空家等対策協議会」を開催する予定です。その構成員となる公募委員を募集しています。

■募集人数 2人

■任期 委嘱の日から2年間(開催は年2回程度)

■内容 「紫波町空家等対策計画」の作成・変更や「特定空家等」の認定に関する事項を協議

■応募資格 空き家対策に関心がある町内在住の18歳以上で、原則として平日の日に会議に参加できる人

■応募・問合せ 10月10日(火)までに都市計画課に配置する応募申込書に必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参。応募申込書は町のホームページ (<http://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/3/2/1/3331.html>) からダウンロード可能。

都市計画課 都市整備室 ☎672-2111 内線2143